(2)　その対象となる認定事業（特定都市再生緊急整備地域における事業に限る。）により整備される家屋の延べ面積の要件を七万五、〇〇〇平方メートル以上（改正前五万平方メートル以上）とすることとした。

(五)　中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得をした同法に規定する先端設備等に該当する一定の機械装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる資産等の細目を定めることとした。（附則第一一条関係）

(六)　一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者（路線定期運行を行う者に限る。）が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定による認定を受けた道路運送高度化実施計画に基づき実施する道路運送高度化事業の用に供する一定の電気自動車の充電の用に供する一定の土地及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる資産の細目を定めることとした。（附則第一一条関係）

(七)　高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる貸家住宅の床面積の要件を一六〇平方メートル以下（改正前一八〇平方メートル以下）とすることとした。（附則第一二条関係）

(八)　新築された日から二〇年以上を経過したマンションのうち、マンションの管理の適正化の推進に関する法律の規定による助言若しくは指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンション又は管理計画認定マンションで一定のものであって、マンションの建物の外壁について行う修繕又は模様替を含む一定の大規模な工事が行われたものに係る区分所有に係る家屋に係る固定資産税の減額措置について、その対象となるマンションの細目及び減額対象となる固定資産税額の算定方法の細目を定めることとした。（附則第一二条関係）

(九)　平成二八年熊本地震により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等が一定の区域内に当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産を取得した場合の当該償却資産又は当該損壊した償却資産を改良した場合の当該改良された部分に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる償却資産の細目規定等を廃止することとした。（附則第一二条の四関係）

(〇)　平成三〇年七月豪雨により滅失し、又は損壊した家屋の所有者等が一定の区域内に当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得した場合又は当該損壊した家屋を改築した場合の当該取得され又は改築された家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、その対象となる家屋の細目等を定めることとした。（附則第一二条の五関係）

(一)　平成三〇年七月豪雨により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等が一定の区域内に当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産を取得した場合の当該償却資産又は当該損壊した償却資産を改良した場合の当該改良された部分に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる償却資産の細目等を定めることとした。（附則第一二条の五関係）

(二)　令和二年七月豪雨により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で令和二年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもののうち、家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地について、令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において住宅用地として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する措置について、その対象となる土地の所有者の範囲を令和二年度に係る賦課期日における当該土地の所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人その他の者とすること等の細目を定めることとした。（附則第一二条の六関係）

6　事業所税

博覧会の会場内において設置される博覧会への参加者が博覧会に関して行う一定の事業の用に供する施設において行う事業を非課税とする措置について、その対象となる事業の細目を定めることとした。（附則第一六条の二の七関係）

7　国民健康保険税

(一)　後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を二二万円（改正前二〇万円）に引き上げることとした。（第五六条の八八の二関係）

(二)　国民健康保険税の減額の基準について、五割（四割・三割）減額の対象となる所得の算定において被保険者等の数に乗ずべき金額を二九万円（改正前二八万五、〇〇〇円）に、二割減額の対象となる所得の算定において被保険者等の数に乗ずべき金額を五三万五、〇〇〇円（改正前五二万円）に引き上げることとした。（第五六条の八九関係）

8　その他

(一)　徴税吏員が、帳簿書類その他の物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付するとともに、当該物件につき留め置く必要がなくなったときは、遅滞なく、これを返還しなければならないこと等を定めることとした。（第六条の九関係）

(二)　納入し、又は納付すべき税額が三〇〇万円を超える部分に対する不申告加算金の割合を一〇〇分の三〇に引き上げる措置について、納税者等の責めに帰すべき事由がないと認められる事実がある場合におけるその事実に基づく税額の計算方法を定めることとした。（第九条の一の二、第九条の一六の二、第九条の二〇の二、第三三条の四、第三九条の一三の二、第四〇条の二、第四三条の一七の四、第四四条の四の二、第四五条の二の四、第四八条の一八の二、第五二条の二一の二、第五三条の四の二、第五三条の九、第五四条の四八の三、第五四条の五九の三、第五六条の一一の二、第五六条の七九、第五六条の八九の一二、第五六条の九二の三関係）

9　この政令は、一部の規定を除き、令和五年四月一日から施行することとした。

◇補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一三三号）（財務省）

1　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用対象となる給付金として、就学前教育・保育施設整備交付金等を追加するとともに、廃止された給付金の規定を削除することとした。

2　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇所得税法施行令及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部を改正する政令（政令第一三四号）（財務省）

1　所得税法施行令の一部改正関係

(一)　有価証券に準ずるものの範囲から資金決済に関する法律に規定する特定信託受益権を除外することとした。（所得税法施行令第四条関係）

2　配当所得の金額の計算上控除する負債の利子について、控除する負債の利子から除かれる負債の利子に係る有価証券等の範囲に、事業所得又は雑所得の基因となった資金決済に関する法律に規定する特定信託受益権で一定のものを加えることとした。（所得税法施行令第五九条関係）

3　暗号資産について、次のとおり整備を行うこととした。（所得税法施行令第一一九条の六及び第一一九条の七関係）

(一)　自己が発行することにより取得した暗号資産の取得価額は、その発行のために要した費用の額とする。

(二)　暗号資産信用取引の範囲に、暗号資産交換業を行う者以外の者から信用の供与を受けて行う暗号資産の売買を加える。

4　個別評価貸金等に係る貸倒引当金制度について、再生計画認可の決定に準ずる一定の事実がその適用の対象となる事実であることを明確化することとした。（所得税法施行令第一四四条関係）

5　特定非常災害に係る純損失の繰越控除の特例について、対象となる純損失の金額の計算の細目等を定めることとした。（所得税法施行令第二〇三条の二関係）

6　特定非常災害に係る雑損失の繰越控除の特例について、適用対象となる親族の範囲等を定めることとした。（所得税法施行令第二〇四条の二関係）

7　寄附金控除の対象となる公益の増進に著しく寄与する法人の範囲に、福島国際研究教育機構を加えることとした。（所得税法施行令第二一七条関係）